# [事案 22-79] 解約取消請求

・平成22年11月30日 裁定終了

#### <事案の概要>

元妻が勝手に解約した保険契約の解約処理を取り消し、契約を元に戻してほしいと申立て があったもの。

## <申立人の主張>

平成20年12月、加入していた5つの保険契約のうち4つの契約が、元妻(解約時は婚姻継続中)によって自分の知らないうちに解約されていて、解約返戻金を元妻が受け取っていたことが、22年1月になって判った。そこで、解約を取り消し4つの契約を元に戻すよう相手方会社に要求しているが、応じてくれない。

解約手続きは、以下のとおり、契約者である私の知らないところで、元妻と営業担当者が 結託して、契約者に無断で解約したものであり、私は解約をする意思もなく、解約返戻金 も受け取ってはいない。解約を取り消し、4つの契約全部を元に戻してほしい。

- (1)元妻が、「夫と別居中であり離婚したいので解約したい」との申し出を受け、営業担当者は、契約者である自分の委任状もない中、解約請求書の解約事由を「離婚」と記載して解約手続きをしていた。当時、私は妻との離婚は考えておらず、別居もしていない。
- (2)解約請求書のコピーを見ると、全ての項目が違う人の字で記入されている。
- (3) 解約請求書が記載された当日、解約書類作成中に私が仕事から帰宅したにもかかわらず、 営業担当者からは解約の意思確認・書類の確認等が一切なかった。なお、解約の事実を 知ってから、営業担当者に対し、契約者である私に解約の意思確認をしなかったことを 問いただすと、理解できない理由を述べた。

#### <保険会社の主張>

下記の経緯に鑑み、解約を取り消す正当な理由がないことから、解約取消に応ずることは出来ない。

- (1) 次の事実に照らすと、本件解約手続きは、申立人の有効な意思表示に基づきなされている。
  - ①解約請求書における署名が、申込書等の筆跡と矛盾しないこと。
  - ②手続き時に元妻が別室にいる申立人に署名をもらってくる旨告げて退出した際、申立人は同一建物内に所在しており、自署する機会があったこと。
  - ③平成 22 年 1 月の営業担当者宛メールにて、申立人が「(解約請求書の署名が) FAX で見る限り自分の字である」と認めていること。
  - ④元妻が申立人の署名に相違ない旨証言していること。
- (2) 解約返戻金を、保険料振替口座である申立人本人名義の口座へ振り込んでいる。

## <裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等書類の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、 本件申立内容は認められず、生命保険相談所規程第44条にもとづき、裁定書にその理由を 明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 下記の事実関係に照らすと、本件解約請求書は、申立人の意思に基づき、申立人自身が作成したものと強く推認でき、本件解約請求は申立人の意思に基づき行なわれたものであり、相手方会社の行った解約処理は有効であると言わざるを得ない。
  - ①解約請求書の筆跡は、審査会が肉眼で照合する限り、契約申込書の筆跡と同一と判定できる。また、同解約請求書に押捺されている印影も、契約申込書に押捺されている印影と同一と判定できる。
  - ②営業担当者宛に送信したメールの中で、解約請求書の筆跡について、「どういうシ チュエーションで書かされたのか記憶が甦りませんが、FAXで見るかぎり自分の 字ですね。自分の迂闊さが残念です。」と述べ、自己の筆跡であると認めている。
  - ③各解約返戻金は、相手方会社から、申立人名義の郵便貯金口座宛に送金されている。
- (2)申立人によれば、本件解約は、元妻から営業担当者に対し申し出がなされ、その場に、途中、申立人が顔を出したにもかかわらず、営業担当者は申立人に説明も確認もしなかったということがたとえ真実であったとしても、上記(1)の事実関係が存在する以上、上記判断を覆すものではない。